

# 高教組速報

2013年度 第11号

2013年 9月9日

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL(095)827-5882

文責 馬場 隆

**新たな再任用制度についての第1回県教委交渉**

※次回は9月10日

## 県教委 「希望があれば極力応えていく」

高教組は9月6日、新たな再任用制度についての1回目の県教委交渉を行いました。交渉の中で高教組は、前号で記載した通り、①希望者全員を再任用すること、②フルタイムか短時間かは本人の希望によること、③再任用(特に短時間勤務)は定数外の扱いにすることを要求しました。

### 県教委「これまで県教委から再任用できないとした例はない」「選考の基準は同じ」

高教組はまず、無年金期間が生じることへの対応として、希望する人全員に再任用を保障すべきだと迫りました。これに対して県教委は「基本的には希望があれば、それに極力応えていく」としましたが、一方で「従前からの勤務実績に基づく選考という形は変わらない」とし、「無条件ではない」という回答を繰り返しました。高教組は、「従来の制度でも、本人からの辞退の例はあっても、県教委の側から再任用できないとした例はないはずだ。それが雇用と年金の確実な接続が求められている状況で、これまでより選考条件が厳しくなることはあり得ない」と追及すると、県教委も再任用できないとした例は県立学校ではないことを認め、「選考の基準は同じ」と回答しました。

### 県教委「(短時間希望者をフルタイムに)無理に強引にすることはしない」

提案では、無年金期間は、フルタイムでの再任用を基本とし、①年齢別構成の適正化の観点から必要な場合、又は、②職員の個別の事情から必要な場合は短時間勤務とするとしていましたが、交渉の中で、②については本人の希望があったとき

であることを確認しました。①について県教委は「フルタイムが基本というのが1年だけの場合はなんとかかなると予想しているが、5年になった場合は物理的に無理な場合が出てくる」などと説明しました。高教組は生活のためにフルタイムを希望するのだから、本人の希望以外で短時間にすることは問題だと指摘し、①の但し書きを削除することを求めましたが、県教委は応じませんでした。

また、高教組は、本人が短時間を希望している場合にフルタイムを強制しないことを求めましたが、県教委は「フルタイムでやってもらえませんかとお願ひすることはあるかもしれないが、無理に強引にすることはしない」と回答しました。

### 定数外要求が強いことを認めつつ「定数内でやってもらう必要がある」

高教組は、諫早商業や小浜高校からの声も紹介しながら、再任用の短時間勤務を定数外で扱うことを強く求めました。これに対して県教委は、県教委のアンケートでも同様の声があること、県教委としても文科省に対して要望していることを認めながら、現状では国からの財政措置が望めない中で、県の財政状況を考えれば県単独で定数外扱いにすることは困難として「定数内でやってもらう必要がある」と回答しました。高教組は「国の財政措置がない中でも、県教委として何ができるのか検討すべきだ」と現場の要求に応えるための県教委の努力を強く求めるとともに、今回、教諭の短時間勤務を19時間25分とすることによって、これまでの人事配置上の配慮ができなくなるようなことがないように求めました。

### <現場からの疑問への回答>

- ①「年金支給開始後」と年度の関係：年金支給開始の時期は誕生日によって異なりますが、再任用は年度ごとなので、年度途中で任用のしかたが変わることはありません。
- ②すでに再任用されている人の扱い：現在再任用されている人についても、来年度以降は、今回提案(年金支給開始後の場合)が適用されることになり、現在の制度から変更になるという提案になっています。

※再任用制度への意見や疑問を高教組にお寄せください。 FAX：095-826-2976